

# 非識別加工情報の利用に係る手数料等を定める件

平成30年2月26日  
達 第 2 0 号

(総則)

第1条 非識別加工情報に係る事務処理要領(平成30年2月26日要領第2号)の第17条に定める手数料の額等については、この達の定めるところにより実施する。

(非識別加工情報の利用に係る手数料)

第2条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

(作成された非識別加工情報の利用に係る手数料)

第3条 法第44条の12第2項において準用する法第44条の9の規定により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第44条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第44条の9(法第44条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(手数料の納付方法)

第4条 非識別加工情報の利用に係る手数料の納付方法は、次のいずれかの方法によることとする。

- (1) 窓口(企画部情報公開広報課。以下同じ。)における現金納付

(2) 窓口が指定する銀行口座への振込

(出納員の設置)

第5条 企画部情報公開広報課に出納員（会計機関の指定等に関する件（平成15年達第36号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）を置き、現金の取扱いの事務を担当することとする。

2 出納員は、企画部情報公開広報課に勤務する職員のうち、情報公開の事務を担当する職員をもって充てる。

附 則

この達は、平成30年2月26日から施行する。